

- 預金を取得される方ご本人のご来店をお願いします。

	お持ちいただくもの	入手先
★必須	① 「戸籍謄本」(原本) または「法定相続情報一覧図の写し」(原本)	市区町村役場 登記所(法務局)
	② 相続人さま全員の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内のもの)	市区町村役場
	③ 相続手続依頼書(預金・預り資産・貸金庫用)	当行窓口
	④ 通帳・証書・キャッシュカード等	お客さま
	⑤ 預金の払戻・名義変更を受ける方の『実印』	お客さま
該当がある場合	⑥ 名義変更の場合は今後の預金取引に使用する『お届け印』	お客さま
	⑦ 遺言書 (原本のご提示が必要です)	お客さま
	⑧ 遺産分割協議書 (原本のご提示が必要です)	お客さま
	⑨ 各種審判書 (原本のご提示が必要です)	裁判所